

令和 7 年度第 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 6 月 2 7 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 7〕

① 件 名
石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本市では、県の市町村振興総合補助金事業を活用し、知的障害児（者）及び重症心身障害児（者）に対するグループホームの体験的な利用を通じた自立生活への支援について社会福祉法人等に委託して行う、「石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業」を実施している。 今般、県の市町村振興総合補助金実施要領が改正され、これまでは、グループホーム体験ステイ推進事業の実施者が事業開始前に知事の承認を受けた後、改めて市へ事業計画を提出したうえで協議を行い、市からの承認も必要とされていたものを、知事の承認を不要とし、市の審査による承認のみで事業を開始できることになり、申請法人等の負担軽減を図ることとなった。 【目的】 県の補助要領の改正に合わせ、本市においても石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直しを行ったもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業実施要綱（平成 1 7 年告示第 7 2 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う 石巻市第 4 次障害者計画 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 7 年 4 月 石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業実施要綱の制定 令和 7 年 3 月 宮城県市町村振興総合補助金実施要領の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行） 6 月 石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業実施要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日遡及適用）
⑤ 主な内容
石巻市知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業の見直し 事業の実施者が事業実施にあたり適当な法人等であるかを確認するために、事業開始前に知事の承認を受けることが要領に定められていたが、当該法人はその後市に対して申請を行うことになることから、二重の負担が生じている状況であり、市への申請時に一括で審査するよう改善することで、申請者の負担を軽減する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 事業開始前の知事の承認を不要とすることで、申請法人等の負担軽減が図られる。 【市財政への負担】 予算額 37,300円（令和7年度当初予算措置済） （内訳）扶助費 37,300円（基準額9,100円×4泊、送迎加算900円） ※これまでの実績 令和3年度 1件 18,200円（基準額9,100円×2泊） 令和4年度以降 実績なし （財源） 県（市町村振興総合補助金） 1／2 一般財源 1／2
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
事業実施市町村：塩竈市、白石市、多賀城市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、川崎町、丸森町、大衡村、女川町、南三陸町
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他